

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 土壤汚染対策法第二条第一項の政令で定める物質として、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）を指定すること。
（第一条関係）

第二 この政令は平成二十九年四月一日から施行すること。
（附則第一項関係）

第三 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）により汚染された土壤の処理に係る土壤汚染対策法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の許可を受けるための準備行為について定めること。

（附則第二項関係）